請願文書表（令和８年９月定例会）

受理番号	請 第 １ 号
受理年月日	令和８年９月４日
件　　名	高齢者外出支援事業(タクシーチケット)の利用条件見直しを求める請願
請 願 者	舞鶴市字森　谷口みゆき
紹介議員	川口孝文　野瀬貴則
要　　旨	【請願の要旨】 　舞鶴市の高齢者外出支援事業は、高齢者の外出を支える重要な制度です。 　しかし、現行制度では、乗車運賃が1,000円以上の乗車の場合に利用できることとされているため、近距離の通院や買い物など、乗車運賃が1,000円以上でなければタクシーチケットを使用することができません。 　高齢者にとって、通院や買い物、金融機関などへの外出は、日々の生活を維持するために欠かせないものです。また、外出することは、健康維持や社会参加にもつながります。 　私は、この制度の利用しにくさを感じ、改善を求めて市民に呼びかけをして署名活動を行いました。その結果、多くの市民から賛同が寄せられました。 　また、令和9年4月から、新たな高齢者支援策を実施する方向で検討しているとの市からの説明を受けていますが、現時点では具体的な制度内容は明らかになっていません。そこで、令和9年4月からの新たな制度について、近距離・長距離を問わず、高齢者が必要な時に利用しやすい制度となるよう、 市民の声を十分に反映した制度設計を求めます。 【請願事項】 １　現在の高齢者外出支援事業における、タクシーチケットの「運賃1,000円以上」という利用条件を見直し、500円程度の近距離利用から支援を受けられる制度とすること。 ２　タクシーチケットについて、500円券を導入するなど、利用者が必要な距離運賃に応じて使いやすいように、額面の小口化を図ること。 ３　令和9年4月から予定されている新たな高齢者支援策について、近距離利用者と長距離利用者の双方に配慮し、本請願及び署名の趣旨を十分に反映した、 利用しやすく持続可能な制度とすること。 【請願の理由】 　現在の高齢者外出支援事業は、高齢者の外出機会を支える重要な施策です。 　一方で、タクシー運賃が1,000円未満の場合、チケットを利用できないため、比較的近距離にある医療機関、商業施設、金融機関等への移動において、制度の支援を受けられない場合があります。 　高齢者にとっては、「近距離だから必要ない」のではなく、運転免許証の返還により自家用車を利用できなくなった場合、500円程度の近距離移動であっても、生活を維持するためには重要な移動となります。 　私は、市に改善を求める活動を始めました。その声に賛同する市民から多数の署名が寄せられています。これは、市民の要望に留まらず、高齢者の外出支援について多くの市民が制度の改善を求めていることの現れです。市からは、令和9年4月から新たな高齢者支援策を実施する方針で検討するとの説明を受けています。

	しかし、現時点では、近距離利用への対応、チケットの金額、単位、利用条件などについて、 具体的な内容にはなっていません。 　新たな制度を検討するにあたっては、近距離利用者と長距離利用者の双方に配慮し、高齢者が必要な時に実際に利用できる、分かりやすく使いやすい制度とすることが必要です。 　よって、現在の利用条件を見直すとともに、チケットの小口化等を図り、市民の声を反映した新たな高齢者支援制度を構築するよう求めます。
付託委員会	福祉健康委員会